

鳴門教育大学キャリア支援センター規則

令和 7 年 9 月 10 日

規則第 22 号

改正 令和 8 年 3 月 11 日規則第 27 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第15条の規定に基づき、キャリア支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生の就職支援を目的として、教員採用試験等の就職活動に関する各種支援業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員採用試験対策支援行事等の企画・立案等に関すること。
- (2) 教員採用試験に係る調査・分析等に関すること。
- (3) 進路指導及び進路相談に関すること。
- (4) 就職先の開拓（教育委員会訪問等）に関すること。
- (5) キャリア教育に関すること。
- (6) 音楽教育、美術教育、体育教育及び英語教育に関する実際の・技術的能力、実技指導能力等の教育支援に関すること。
- (7) その他就職支援等の業務運営に必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 教員就職支援業務統括
- (3) 就職支援アドバイザー
- (4) 兼務を命じられた教員
- (5) その他の職員

(センター所長)

第5条 センター所長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 センター所長は、センターの業務運営を統括する。

(教員就職支援業務統括)

第6条 教員就職支援業務統括は、本学の教員のうちから学長が任命する。

2 教員就職支援業務統括は、就職支援アドバイザー及び学生課と連携し、第3条に掲げる業務を統括する。

(就職支援アドバイザー)

第7条 就職支援アドバイザーは、パートタイム職員とする。

2 就職支援アドバイザーには、学部担当と大学院担当を置く。

3 就職支援アドバイザーは、教員就職支援業務統括及び学生課と連携し、主として学部

生及び大学院生の就職に係る，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 進路指導及び進路相談に関すること。
- (2) 教員採用試験に係る調査・分析等に関すること。
- (3) 就職先の開拓に関すること。
- (4) 教員就職支援業務統括が行う教員採用試験対策に係る諸業務の支援・補助に関すること。
- (5) その他就職支援等の業務運営に必要な事項に関すること。

(事務)

第8条 センターの業務に関する事務は，学生支援部学生課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。